

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

January 2026



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



EY Taiwan JBS NEWSLETTER - January 2026 -

台湾における忘年会(「尾牙」)等の 抽選賞品に関する税務規定

■ はじめに

台湾では、年末年始から春節前の期間にかけて、企業が従業員の日頃の労をねぎらう目的で、「尾牙」と呼ばれる忘年会や抽選イベントを開催することが一般的です。しかし、賞品原価の取扱いや所得税の源泉徴収に不備がある場合、当該費用が損金算入できない、あるいは申告誤りにより罰則を受けるリスクがあります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、忘年会及び抽選イベントに関連して頻出する税務上の論点を整理し、賞品原価の会計処理、所得税の源泉徴収に関する実務対応、さらに関連する営業税の仕入税額控除や統一発票の取扱い等について詳細に解説します。年度決算や源泉徴収申告の実務における参考資料として、お役立てください。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 忘年会等に関する費用の会計処理及び課税関係
- 抽選商品を取得した場合における居住者区分ごとの源泉徴収方法
- 賞品価額の基準と仕入税額控除の可否及び統一発票の発行要否

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定



忘年会費用と勘定科目の区分

■ 忘年会・新年会費用の性質及び勘定科目

行政院労工委員会の規定によれば、営利事業者が全従業員を対象として年末の忘年会または年初の新年会を開催する場合、これらは従業員の1年間の労をねぎらう目的で実施される活動に該当します。したがって、当該費用は雇用主が負担すべきものであり、職工福利委員会が主催する懇親会とは性質を異にするため、職工福利金からの充当は認められていません。また、営利事業者が法令に基づき職工福利委員会を設置しているか否かにかかわらず、忘年会等に係る飲食費は「その他費用」の勘定科目に計上することが求められます。

■ 取引先の行事への協賛の取扱い

一方、営利事業者がビジネス上の交際目的で、取引先の忘年会等に対して飲食費や抽選用賞品を協賛・寄贈する場合、当該支出は「交際費」として計上します。協賛を受ける側の取引先は、当該協賛品等を「その他収入」として認識し、課税所得に算入の上、法人所得税の課税対象とする必要があります。

■ 証憑(しょうひょう)の取得

飲食費、会場費、景品費用等、関連する全ての支出については、法的に有効な証憑(統一発票または領収書)を適切に取得・保存する必要があります。

勘定科目	その他費用	交際費
対象	会社の全従業員	仕入先、取引先
項目	忘年会に係る飲食費、従業員の交通費、従業員向け抽選に係る賞金／賞品	飲食費の協賛、抽選イベントにおいて提供する賞品



台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定



源泉徴収実務における所得区分及び源泉徴収の基準金額

■ 源泉徴収の対象及び所得区分について

忘年会または新年会において賞品・賞金を付与する場合は、所得税法第14条第1項第8類に定める「競技、コンクール及び懸賞当選に係る賞金または給付」に該当し、源泉徴収の申告が必要となります。所得区分は「競技、コンクール及び懸賞当選に係る賞金(91)」を用います。

■ 居住者区分と適用税率

受給者が台湾内の居住者であるか否かによって、適用される源泉徴収税率は異なります。居住者・非居住者の判定、適正な税率で源泉徴収すべき点、留意が必要です。

受給者が台湾居住者の場合

■ 賞品価値が20,010台湾元を超える場合

源泉徴収義務者は、給付総額の10%を源泉徴収し、その翌月の10日までに国庫へ納付するとともに、翌年1月末日までに源泉徴収申告を完了する必要があります。

■ 賞品価値が20,010台湾元を超える場合

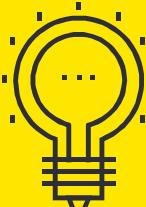
源泉徴収は不要ですが、源泉徴収免除証明書(中文「免扣繳憑單」)による申告が必要となります。

■ 賞品価値が1,000台湾元以下の場合

源泉徴収・申告ともに不要です。

受給者が台湾非居住者の場合

■ 源泉徴収義務者は、賞品または賞金の価値の金額にかかわらず、給付総額に対して20%で源泉徴収を行い、源泉税額を代行徴収日から10日以内に納付する必要があります。また、源泉徴収票の発行・申告を行い、当該源泉徴収票を納税義務者に交付する必要があります。



留意事項:

1. 営利事業者が取引先の抽選イベントに対して賞金・賞品を協賛する場合、受贈者である取引先を所得者として、所得区分「他の所得(92)」に係る源泉徴収免除証明書(中文「免扣繳憑單」)を作成して国税局に申告する必要があります。
2. 懸賞当選に係る賞金は給付の都度判定され、異なるイベントでの当選額を合算して免除基準を判断することはできません。
3. 源泉税額の代行徴収日から10日以内に納付・申告することが原則ですが、2025年1月1日以降、当該期間に3日以上の連続する祝日が含まれる場合は提出期限が5日間延長されます。

台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定



源泉徴収実務における賞品価値の決定

外部から購入した賞品

■ 基準となる金額について

賞品を購入した場合は、取得した統一発票(税込)または領収書に記載された金額を基準として、前ページの規定に従い、当選した従業員に対する源泉徴収申告を行う必要があります。

■ 営業税の仕入税額控除の可否について

営利事業者が忘年会または新年会の開催に際し、飲食費・会場費・従業員への賞金・賞品に要した支出は、営業税法第19条第1項第4号に定める「従業員個人への報酬として供される財貨または役務」に該当するため、当該支出に係る統一発票に記載された仕入税額は売上税額から控除することができません。

自社製造、または販売目的で購入した棚卸資産を抽選用賞品として転用した場合

■ 自社製品や販売用商品を転用した場合の原価基準

営利事業者が、外部購入ではなく、自社で製造した製品や販売目的で購入した商品を賞品として提供する場合は、賞品原価(購入原価または製造原価)に基づいて、前ページの規定に従って当選者である従業員に対する源泉徴収申告を行う必要があります。

■ 販売とみなされる場合と統一発票の発行要否

営利事業者が販売用の商品を無償で従業員へ移転し、従業員の使用に供する場合は、営業税法第3条第3項により当該移転は「商品の販売」とみなされます。この場合、時価に基づいて営利事業者自身を買受人とする統一発票を発行する必要があります。

一方、商品購入時点での従業員への報酬として使用することが既に決定しており、かつ当該支出を従業員報酬関連の勘定科目に計上し、仕入税額を売上税額から控除していない場合には、当該取引は「販売」とはみなされず、統一発票の発行も不要となります。

取引先から協賛を受けた賞品

■ 協賛品の受贈に関する処理

取引先等から協賛を受けた賞品については、市場価格に基づき賞品価値を算定し、「その他収入」に計上の上で課税所得に算入し、法人所得税の課税対象とする必要があります。

賞品	賞品原価	仕入税額控除	忘年会等の賞品に転用した場合の統一発票の発行要否
外部購入	領収書の金額または 統一発票の税込金額 に基づく	仕入税額控除は不可	販売とみなされず、統一発票の 発行は不要
自社生産または 販売目的で購入した 棚卸資産	購入原価または 製造原価	購入時点では従業員への報酬 としての使用が未定で、仕入税 額を控除している場合 購入時点で従業員への報酬 としての使用を決定しており、 仕入税額を控除していない場合	市場価格に基づいて自社宛てに 統一発票を発行する 販売とみなされず、統一発票の 発行は不要

台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定



事例説明

事例1 - 適用される源泉税率と対応

Z社は12月31日に忘年会にて抽選イベントを開催しました。

従業員の当選の状況は以下の通りです。

1. 台湾居住者である従業員Aは、価値40,000台湾元の携帯電話が当選。
2. 台湾居住者である従業員Bは、価値15,000台湾元のギフト券が当選。
3. 台湾非居住者である従業員Cは、価値18,000台湾元のロボット掃除機が当選。

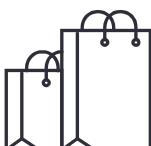


源泉徴収票の申告状況は以下の通りです。

1. 従業員Aは台湾居住者であり、当選した携帯電話の価値は40,000台湾元であるため、この場合、源泉徴収義務者は、10%の源泉税額4,000台湾元を代行して徴収する必要があります。当該源泉税額は、その翌月の10日までに納付するとともに、翌年1月末日までに源泉徴収票の申告を完了する必要があります。
2. 従業員Bは台湾居住者であり、当選したギフト券の価値は15,000台湾元であるため、源泉徴収義務者は、源泉徴収は不要ですが(源泉税額が2,000台湾元を超えない)、翌年1月末日までに源泉徴収票の申告を完了する必要があります。
3. 従業員Cは台湾の非居住者であり、当選したロボット掃除機の価値は18,000台湾元であるため、源泉徴収義務者は、20%の源泉税額3,600台湾元を代行徴収し、翌年1月9日までにこれを納付するとともに、源泉徴収票を発行・申告し、当該源泉徴収票を納税義務者に交付しなければなりません。

事例2 - 外部から賞品を購入した場合

Y社は忘年会の抽選賞品として除湿機1台(購入価格:税込 27,300台湾元、仕入税額:1,300台湾元)を購入し、当選者は台湾居住者の従業員Dでした。



所得税の取扱い:

Y社は、当該賞品に係る従業員Dの当選所得 27,300 台湾元について、10%の税額2,730台湾元を源泉徴収するとともに、源泉徴収票の申告を行う必要があります。

営業税の取扱い:

当該支出は、規定に基づき、売上税額から仕入税額の控除を行うことができません。また、従業員への譲渡時は販売とみなされないため、統一発票の発行は不要となります。

台湾における忘年会(「尾牙」)等の抽選賞品に関する税務規定



事例説明(続)

事例3 - 自社で製造した棚卸資産を抽選賞品として転用した場合

X社は、自社で製造し販売を目的としているテレビ1台を、忘年会の抽選賞品として無償で取引先に提供しました。当該テレビ1台当たりの販売価格は30,000台湾元であり、製造に係る実際原価は26,000台湾元でした。



所得税の取扱い:

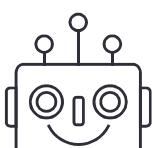
X社は、製造原価26,000台湾元を交際費へ振替計上とともに、当該商品を取引先へ無償譲渡する際には、取引先の名義で「その他の所得」に係る源泉徴収免除証明書(免扣繳憑單)を作成し、申告する必要があります。

営業税の取扱い:

X社は、該商品を取引先へ無償譲渡する際に、X社自身を買受人とし、時価30,000台湾元に基づいて統一発票を発行する必要があります。

事例4 - 販売目的で購入した棚卸資産を抽選賞品として転用した場合

W社は、当初販売目的で購入した高性能ロボット掃除機を、忘年会の抽選賞品として転用しました。当該賞品の価値は30,000台湾元で、当選者は台湾居住者の従業員Eです。



所得税の取扱い:

W社は、当該賞品に係る従業員Eの当選所得30,000台湾元について、税額3,000台湾元(30,000台湾元 × 10%)を源泉徴収するとともに、源泉徴収票の申告を行う必要があります。

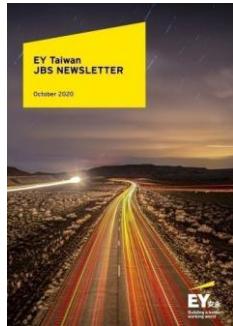
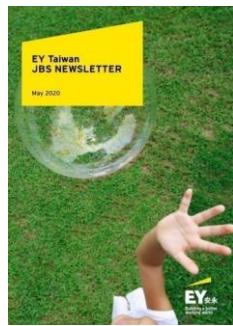
営業税の取扱い:

W社は、当該商品の購入時に係る仕入税額を既に売上税額から控除しているため、当該商品を従業員Eへ無償譲渡する際には、W社自身を買受人として、時価30,000台湾元に基づき統一発票を発行する必要があります。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々の会計、税務、法令に係るトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年12月	外国籍従業員に係る退職金制度と企業の義務及び留意点
2025年11月	台湾における外国人永久居留証申請の実務と留意点
2025年10月	改正産業創条例10条の1の設備投資租税優遇の適用ポイント
2025年9月	産業創条例の一部改正のポイントと留意点
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～

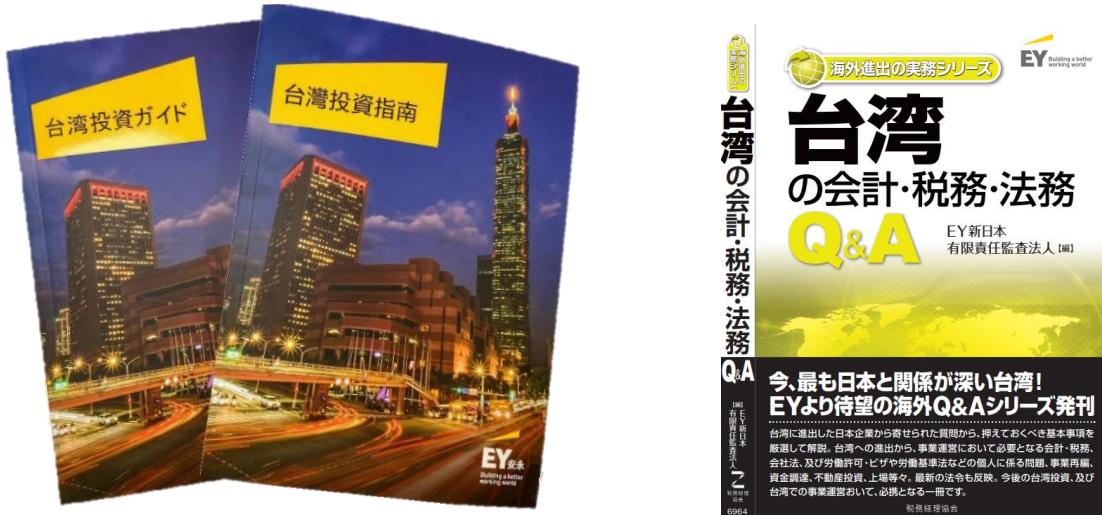
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド**（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

時期	場所	セミナー内容
2025年12月18日 2025年12月16日	台北(WEB同時配信) 台中	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただきか、又は以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
richard.yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
tomohide.mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

06094-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

